平成24年第367回臨時会

矢吹町議会会議録

平成24年 1月19日 開会

平成24年 1月19日 閉会

矢 吹 町 議 会

平成24年第367回矢吹町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (1月19日)

議事日程										
本日の会議に付した事件										
出席議員										
欠席議員										
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名1										
職務のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・2										
開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
町長あいさつ										
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
会議録署名議員の指名										
会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決······10										
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
閉会の宣告										
署名議員										

平成24年第367回矢吹町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成24年1月19日(木曜日)午後 2時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1号 矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 2号 公共下水道災害復旧工事(5工区)請負契約の締結について

日程第 5 議案第 3号 公共下水道災害復旧工事 (6工区) 請負契約の締結について

日程第 6 議案第 4号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算(第9号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

	1番	青	Щ	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君
	3番	鈴	木	隆	司	君	5番	藤	井	精	七	君
	6番	棚	木	良	_	君	7番	大	木	義	正	君
	8番	角	田	秀	明	君	9番	熊	田		宏	君
1	0番	永	沼	義	和	君	11番	諸	根	重	男	君
1	3番	根	本	信	雄	君	14番	吉	田		伸	君
1	5番	栗	崎	千代	松	君	16番	柏	村		栄	君
欠席議員(2名)												
	4番	鈴	木	_	夫	君	12番	遠	藤		守	君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長野崎吉郎君 副町長渡邊 正樹君

企画経営課長 圓 $\overset{}{}$ $\overset{}{}}$ $\overset{}{}$ $\overset{}{}$ $\overset{}{}$ $\overset{}{}$ $\overset{}{}}$ $\overset{}{}$ $\overset{}{}$ $\overset{}{}$ $\overset{}{}}$ $\overset{}{}$ $\overset{}{}$ $\overset{}{}}$ $\overset{}{}$ $\overset{}{}}$ \overset

町民生活課長 円 谷 一 雄 君 保健福祉課長 深 谷 昌 利 君

農業委員会

事務局長兼 須 藤 源 太 君 上下水道課長 円 谷 清 茂 君

産業振興課長

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 坂 路 寿 紀

主 幹 兼

局長補佐菊 地 利 雄

兼次長

◎開会の宣告

○議長(柏村 栄君) 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第367回矢吹町議会臨時会を開会いたします。

会議に先立ちまして、欠席の報告を申し上げます。4番、鈴木一夫君、12番、遠藤守君からの欠席する旨の届け出がありましたので報告いたします。

(午後 2時00分)

◎町長あいさつ

○議長(柏村 栄君) これより会議を開きますけれども、その前に野崎町長が3期目の就任に当たり初めての 議会でありますので、町長より就任の発言を求めます。

町長。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 皆さん、こんにちは。

ことし初めての議会でございますので、改めまして新年明けましておめでとうございます。本年もよろしく お願いいたします。

さて、第367回矢吹町議会臨時会の開会に当たり、柏村議長様初め、議員の皆様にご理解をいただき、発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。また、昨年末の町長選挙では、皆様初め町民の多くの信任をいただき、去る1月11日、3期目の就任をさせていただきました。もとより微力ではございますが、これからも議会の皆様のお力添えを賜り、全力でまちづくりに尽力してまいりたいと考えております。

3期目の最重要課題は、やはり何といいましても東日本大震災からの早期の復旧、そして震災前以上の矢吹町を目指すまちづくり、すなわち復興であります。さまざまな重点課題が山積しておりますが、特に私がここで申し上げたい事項を述べさせていただきたいと思います。

まず、初めに震災からの復旧であります。

道路、上下水道を初めとする我が町の社会生活基盤については、震災当初からの建設協力会、そして職員の皆様の昼夜を問わぬ懸命の応急復旧作業により、町民の日常生活に支障のない範囲での通行が可能となっております。今後は、それらの本格復旧へ向け、スケジュールに基づき、着実に実施してまいります。

そして、現在最も切迫した課題は、農業施設及び農地の復旧であります。昨年は羽鳥ダム及び幹線パイプラインの被災により、水田の約6割において作付が不可能となり、本町農業に大きな打撃をもたらしました。皆様も十分にご承知のとおり、我が町の基幹産業は紛れもなく米作を中心とする農業であります。また、さわやかな田園のまちをキャッチフレーズとする我々町民にとっても大きな心のよりどころであることは言うまでもありません。昨年に引き続き、ことしも米作に大きな支障が生じることは許されない事態であります。つきましては、農業施設及び農地の復旧を最優先事項とすることとし、春の作付に支障を来さぬよう関係機関と連携を密にとり、復旧作業に全力で取り組んでまいります。

次に、放射能問題に係る除染についてであります。

地震そのものの被害に加え、福島県内全般にわたり暗く陰を落としているのは放射能問題であり、本町においても例外ではありません。昨年は校庭、園庭の表土除去作業や9月25日に実施された行政区の皆様のご協力による子供たちの通学路等を中心とする除染クリーンアップ作戦、PTAの皆様や消防団のご協力による校舎や園舎等の除染作業などを実施しました。このように、昨年は子供たちを放射能から守る諸方策を実施してまいりましたが、ことしは範囲を広げ、町内全域にわたる除染活動も視野に入れる必要があります。除染計画を早期に策定し、農地や一般家庭における除染等を実施し、町民の安全・安心の確保を図らなければなりません。また、このことは現在実施している農産品の風評被害払拭活動も後押しするものであり、町内産業の復興に向けても大きな意義をもたらすものであると認識をしております。私が常々申し上げている除染なくして復興なしの言葉どおり、町内の除染は我が町の復興の大前提であります。議員の皆様のご指導、ご支援をいただきながら、着実に除染活動に取り組み、復興への確かな下地をつくってまいります。

次に、先般原子力損害賠償紛争審査会において決定された中間指針の撤回に向けた諸活動の実施についてで あります。

昨年末に当審査会で示された成人1人当たり8万円、子供1人当たり40万円の賠償指針について、その賠償 範囲は浜通り及び中通り県北・県中地区が対象区域となっており、本町所在の県南地区及び会津地方は対象か ら外されております。このことは放射線量の観点及び原発からの距離の観点からも全く合理性、論理性を欠い た決定であり、到底受け入れられるものではありません。

この決定を受け、県南、会津の市町村が一体となり、国や関係機関への抗議活動を行っているところであり、特に本町では行政区長の皆様のご協力をいただきながら、全町民による署名活動を実施し、その結果1万4,711名分の署名集約を果たすことができました。その町民の皆様の思いが込められた署名簿を本日1月19日午前、柏村議長とともに県庁に赴き、平野博文文部科学大臣に手渡すとともに、対象地域の拡大について強く要望をしてまいったところであります。今後もさらなる要望活動を実施し、対象地域の拡大を実現してまいりますので、議員の皆様の特段のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、復興へ向けた取り組みであります。

震災からの早期復旧はもとより、震災以前よりも活力ある矢吹町の構築を目指すべく、各種施策が盛り込まれた矢吹町復興ビジョンが昨年末に策定されました。このビジョンをもとに、ことし3月までに策定される復興計画において復興に向けた事業が位置づけられることになります。

これら復興に向けた取り組みの中で特に私が申し上げたいことは、中心市街地の活性化であります。旧国道を中心とする商店街は古くは宿場町の時代から現在に至るまで、矢吹町の顔として繁栄を続けてきた歴史ある場所でもあります。このたびの震災により深刻なダメージを負ったまま、その歴史を閉ざすことは先人たちの努力、栄誉を汚すことにもつながりかねません。これら商店街の復興は我が町の命運を左右する大きな課題であると私は確信しております。議員の皆様、町民、そして行政が一丸となり、強固な連携のもと、中心市街地活性化の実現に邁進してまいりたいと考えております。

そのほかにも復興に当たっての重要な課題は数多くありますが、それぞれにおいて繰り返し申し上げますが、 震災以前以上の矢吹町を念頭に、順次着実に取り組んでまいります。 以上が私の3期目の船出に当たっての決意表明であります。

最後になりますが、復興への道のりは今スタートラインに立ったばかりであります。これから長く険しい道のりが続くことは想像にかたくありません。しかし、その先にある町民の笑顔、そして町が目指すべき将来像、みんなで支え創造する私のふるさと、さわやかな田園のまち矢吹の実現を支えとして、粉骨砕身の精神で邁進してまいりますので、新しい矢吹の実現に向け、心を一つに皆様のご支援とご協力を切にお願い申し上げます。今後4年間、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

◎開議の宣告

○議長(柏村 栄君) これより会議を開きます。

これより、日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(柏村 栄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

9番熊田 宏君

10番 永 沼 義 和 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(柏村 栄君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果 について報告を求めます。

議会運営委員会委員、14番、吉田伸君。

[14番 吉田 伸君登壇]

○14番(吉田 伸君) 皆さん、こんにちは。ご苦労さまでございます。

委員長、副委員長が所用のため、私が本日限りの委員長としての報告をいたします。

議会運営委員会報告書。

本日、第367回矢吹町議会臨時会が招集になりましたので、午後1時半から議会運営委員会を開き、今臨時会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案等について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程案について議会事務局長から説明を求めて、協議いたしました結果、会期を本日1月19日の1日間とし、議案審議につきましては、条例改正1件、契約締結2件、補正予算1件であり、全体審議とすることに協議が成立いたしました。

以上で議会運営委員会の報告といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。 以上です。 ○議長(柏村 栄君) お諮りいたします。ただいま議会運営委員会吉田委員報告のとおり、今臨時会の会期は、本日1月19日の1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柏村 栄君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1月19日の1日間と決定いたしました。

なお、議事日程及び議案説明のため出席を求めた者については、お手元に配付してあるとおりであります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(柏村 栄君) 日程第3、これより議案第1号 矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) それでは、説明いたします。

議案第1号 矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、町長、副町長及び教育長の給料並びに期末手当の支給額を、東日本大震災等による現下の厳しい社会情勢や本庁の財政状況を踏まえ、私は20%、副町長及び教育長は10%それぞれ削減するものであります。その削減期間は平成28年1月31日までの4年間とするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長(柏村 栄君) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柏村 栄君) 質疑なしと認めます。

質疑を終決いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柏村 栄君) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号 矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柏村 栄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決され

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(柏村 栄君) 日程第4、これより議案第2号 公共下水道災害復旧工事(5工区)請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長(野崎吉郎君) それでは説明させていただきます。

議案第2号 公共下水道災害復旧工事(5工区)請負契約の締結についてでありますが、本案は、東日本大 震災に伴う公共下水道災害復旧工事の請負契約を締結するものであります。

工事内容につきましては、町道北町・新町線を含む4区間の下水道管路の復旧工事となり、延長が1,972.82メートルであります。

入札につきましては、平成24年1月12日、高田工業株式会社、伸和建設株式会社、株式会社阿部工業、株式会社ヨシダ建設、株式会社平成工業、株式会社あおい矢吹支店の6社による指名競争入札の結果、議案書のとおり1億4,385万円で矢吹町五本松32番地2、株式会社平成工業が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長(柏村 栄君) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番、棚木良一君。

[6番 棚木良一君登壇]

○6番(棚木良一君) 議案第2号について質疑をいたします。

建設業法第27条23の第1項では、経営事項審査を受けなければならないというふうになっております。当然、これについては経営審査を受けているというふうに理解はするわけですが、そういった点についてこの審査をするのは指名委員会だと思うんです。指名委員会ではそういった点で、そういったことについてはどうだったのか、それが1点。

そしてまた、前の臨時会で各学校のエアコンを設置する工事があったわけですが、このときにもこの経審について質問をしたわけですが、経営事項審査についてははっきりとした答弁がなかったわけです。そういった点で、この経審を受けていたのかどうか、またスムーズにこの工事が発注されたのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

あと3点目、当然下水道工事であります。下水道工事から出る汚泥については放射線量が高いということは 皆さんご承知のとおりだと思うんです。当然、いわゆる資材置き場あるいは工事現場近くには住宅地もありま すので、そういった点で地域住民の皆さんの不安をやはり少しでも和らげるように、そういった対応もしていかなければならないというふうに思うわけです。そういった対策をとって工事を発注するということが必要ではないかと思いますので、そういった点についての対応についてお尋ねをいたします。

○議長(柏村 栄君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 6番、棚木議員の質問にお答えさせていただきます。

3点ほどございました。

工事の受注に当たって、指名をする場合には指名委員会の協議を経た後で指名業者を決めるというようなことで、その指名委員会の協議の中身についての1点目のおただしについてでございますが、これについては総務課長のほうからその点については説明をさせます。なお、経審をその業者が受けているかどうかと、さらにはスムーズに発注したのかというような内容等についても、これも総務課長のほうに説明をさせますので、よろしくお願いします。

なお、3点目の下水道工事に当たっては、当然工事に際しては汚泥等が出ると、その汚泥等については放射線の高い低いというものが非常に問題になっていると、今回の工事に当たって、住民の不安を和らげる対応をとるべきだということについては私ももっともなことだというふうに理解しております。そうしたことについて、現状がどうなっているかについては上下水道課長のほうからどのような対応をとっているかについて説明をさせますが、今後そういうご指摘があるということであれば、そのようなことのないように、住民の不安を少しでも和らげるような、そうした事前の対応等を十分にとって工事に当たっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議長(柏村 栄君) 答弁を求めます。

総務課長、会田光一君。

〔総務課長 会田光一君登壇〕

○総務課長(会田光一君) 6番、棚木議員の質問にお答えをいたします。

建設業法に基づきます経営事項の審査でございますけれども、建設業法に基づく経営事項の審査につきましては、特定建設業、1つの県をまたいで2つの経営上の許可を持っている業者、これについては国が審査をするということになっております。それから、福島県内だけの許可業種を持っている建設業者、これにつきましては福島県が審査をするということになっておりますので、町としてはその審査結果を指名願に添付をしていただきまして、それを審査をしているというようなことになります。

それから、指名委員会における審査の件でございますけれども、当該案件につきましては今回の震災等々の 特例に基づいて審査をいたしておりまして、特段問題はないというふうに理解をいたしております。

以上です。

○議長(柏村 栄君) そのほかございませんか。

[「汚泥の件」と呼ぶ者あり]

○議長(柏村 栄君) 失礼しました。

上下水道課長、円谷清茂君。

[上下水道課長 円谷清茂君登壇]

○上下水道課長(円谷清茂君) 6番、棚木議員の質問にお答えいたします。

発生する汚泥あるいは資材置き場、そして工事の現場、これらの管理を住民の不安の和らげる方法はという ことのご質問でございました。

下水道工事、当然発生する汚泥ではありますが、残土が発生しております。これらの残土については1カ所にまとめて、仮置きではないんですが、残土捨て場というところを決めさせていただきまして、そこに集中して残土処理をしております。当然、放射線の線量の計測等については管理をしますが、土中の残土についてはさほど汚染されていないというほかの資料等もございまして、管理はしますが、残土捨ての環境については万全な体制で管理をさせていただきます。

そしてまた、資材置き場、現場事務所、当然工事の沿線にこれらの場所を確保しながら工事を実施するようになります。騒音、それから振動、搬出・搬入の交通規制等々がございます。住民の皆さんにはこれらのことを自治会を通しながら、あるいは一個人個々の説明をさせていただきまして、ある程度の協力を求めさせていただきます。音を出さない、あるいは振動しない、搬出・搬入等ができないということには工事を完成させるわけにはいきませんので、そういったことで住民沿線の方にはご協力をお願いしながら現場管理については万全な体制で指導を図ってまいります。

以上でございます。

○議長(柏村 栄君) そのほかございませんか。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番(棚木良一君) 議案第2号について再質疑をいたします。

先ほど、総務課長から経営審査事項については問題はないという答弁をいただいたわけでございます。問題 がなければそれでいいんですけれども、そうしますと、前のエアコン発注の場合には、いわゆる電気工事では なくて、管工事業の経営審査を受けているということで理解していいのかどうか、それを1点確認したいと思 いますので、よろしくお願いしたいと思います。

もう1点は、ただいま下水道課長のほうから住民の安全・安心、そういった振動とか放射能とか、そういった点については万全の体制をつくってやっていくということなので、それについては理解しますけれども、本当に住民の皆さんが不安を持たないように、そういう万全の体制でやっていただきたいと要望をしておきますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(柏村 栄君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 6番、棚木議員の再質問にお答えさせていただきます。

下水道工事の汚泥については一定のご理解をいただいたということで、また住民の不安を和らげるような、

そうした万全な対策をとるようにというような要望については、十分に今後対応していきたいというふうに考えております。

なお、当初の会田総務課長から答弁があった中身の中で、エアコンの工事について管工事として理解していいのかというような内容については、この内容についても総務課長のほうから再度答弁をさせますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(柏村 栄君) 答弁を求めます。

総務課長、会田光一君。

〔総務課長 会田光一君登壇〕

○総務課長(会田光一君) 6番、棚木議員の再々質問にお答えいたします。

学校の空調設備工事にかかわる許可業種の件でございますけれども、指名委員会におきましては電気工事業の許可を持っている業者を指名上審査をいたしまして、内申どおり決定をしたというふうになっております。 これにつきましては、当該空調設備工事の内容が各学校の教室へのエアコンの設置ということで、配管等々の大きな空調設備機器で配管工事ではない、そういった観点から電気設備工事業の許可業種で足りるというふうな理解をいたしております。

以上です。

○議長(柏村 栄君) そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(柏村 栄君) それでは質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柏村 栄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより議案第2号 公共下水道災害復旧工事(5工区)請負契約の締結についてを採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柏村 栄君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 公共下水道災害復旧工事 (5 工区) 請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(柏村 栄君) 日程第5、これより議案第3号 公共下水道災害復旧工事(6工区)請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) それでは説明させていただきます。

議案第3号 公共下水道災害復旧工事(6工区)請負契約の締結についてでありますが、本案は、東日本大 震災に伴う公共下水道災害復旧工事の請負契約を締結するものであります。

工事内容につきましては、町道一本木・善郷内線を含む13区間の下水道管路の復旧工事となり、延長が1,965.79メートルであります。

入札につきましては、平成24年1月12日、高田工業株式会社、伸和建設株式会社、株式会社阿部工業、株式会社ヨシダ建設、株式会社平成工業、株式会社あおい矢吹支店の6社による指名競争入札の結果、議案書のとおり1億3,387万5,000円で矢吹町新町207番地1、伸和建設株式会社が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長(柏村 栄君) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柏村 栄君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柏村 栄君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号 公共下水道災害復旧工事 (6工区) 請負契約の締結についてを採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柏村 栄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 公共下水道災害復旧工事(6工区)請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(柏村 栄君) 日程第6、これより議案第4号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長(野崎吉郎君) それでは説明させていただきます。

議案第4号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算(第9号)についてでありますが、本案は、既定の歳入歳 出予算にそれぞれ1億94万円を追加し、総額を107億1,531万2,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び 地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、地方交付税271万4,000円、国庫支出金730万円、県支出金2,958万3,000円、寄附金564万3,000円、町債5,570万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、国の補正予算第3号に関連するものであり、衛生費が高齢者肺炎球菌予防接種事業により837万4,000円の増額、農林水産業費が東日本大震災農業生産対策補助金等により2,392万2,000円の増額、消防費が防災行政無線改修事業等により6,864万4,000円を増額するものであります。

次に、繰越明許費設定につきましては、防災行政無線改修整備事業の年度内完了が困難なことから6,300万円を設定するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、消防防災施設整備事業債5,570万円を追加するものであります。 よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長(柏村 栄君) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柏村 栄君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柏村 栄君) 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算(第9号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(柏村 栄君) ご異議なしと認めます。

よって議案第4号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算(第9号)は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(柏村 栄君) 以上で本臨時会の日程は全部終了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控え室において全員協議会を開催いたしますので、出席をお願いします。

これにて第367回矢吹町議会臨時会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午後 2時34分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年3月15日

議 長 柏村 栄

署名議員 熊田宏

署名議員 永沼義和